

事 務 連 絡  
平成20年7月31日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中  
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

フェンタニルを含有する新剤型貼付剤等の取扱いについて

日頃から当課の業務に対し、御理解と御協力を頂き誠にありがとうございます。さて、標記につきましては、平成20年5月15日付け事務連絡「麻薬製品について」にてお知らせしたとおり、ヤンセンファーマ株式会社よりマトリックス製剤の「デュロテップMTパッチ」（以下、「新剤剤」という。）が発売されておりますが、同製品の廃棄等について、以下のとおり周知方を願います。

1. 新剤剤の廃棄について

(1) 未使用製剤

焼却可能であれば焼却処分する。焼却できない場合には、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する（麻薬廃棄届等の必要な手続きについては、「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」（平成18年12月）20ページ、「薬局における麻薬管理マニュアル」（平成18年12月）8ページを参照）。なお、シュレッダーを使用した廃棄は行わないこと。

(2) 使用済製剤

パッチの粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する（麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届等は不要）。

2. 使用済製剤の盗取に対する対応について

フェンタニルを含有する貼付剤については、海外において使用済製剤が大量に盗取され、違法に抽出された事例があるため、医療機関等においては使用済製剤の盗取防止に留意するように指導されたい。使用済製剤の盗取が疑われる場合は、警察及び麻薬取締員に通報するように指導すると共に必要に応じて麻薬取締官の連携協力のもと調査にあたるようお願いしたい。